

構造設計一級建築士講習、設備設計一級建築士講習

(建築士法第10条の22から第10条の25まで)

(1) 指定・登録基準

建築士法

(構造設計一級建築士講習又は設備設計一級建築士講習の講習機関の登録)

第10条の22

第10条の2第1項第一号の登録(第11条を除き、以下この章において単に「登録」という。)は、別表第1の各項の講習の欄に掲げる講習の区分ごとに、これらの講習の実施に関する事務(以下この章において「講習事務」という。)を行おうとする者の申請により行う。

(欠格条項)

第10条の23

次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。

- 一 未成年者
- 二 成年被後見人又は被保佐人
- 三 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 四 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者
- 五 第10条の36第1項又は第2項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者
- 六 法人であつて、その役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの

(登録基準等)

第10条の24

国土交通大臣は、登録の申請をした者(第二号において「登録申請者」という。)が次に掲げる基準のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、国土交通省令で定める。

- 一 別表第1の各項の講習の欄に掲げる講習の区分に応じ、当該各項の科目の欄に掲げる科目について、それぞれ当該各項の講師の欄に掲げる者のいずれかに該当する者が講師として従事する講習事務を行うものであること。
- 二 登録申請者が、業として、設計、工事監理、建築物の販売若しくはその代理若しくは媒介又は建築物の建築工事の請負を行う者(以下この号において「建築関連事業者」という。)でなく、かつ、建築関連事業者に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。
  - イ 登録申請者が株式会社である場合にあつては、建築関連事業者がその総株主(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。)の議決権の過半数を有するものであること。

ロ 登録申請者の役員（持分会社（会社法（平成17年法律第86号）第575条第1項に規定する持分会社をいう。）にあつては、業務を執行する社員）に占める建築関連事業者又はその役員若しくは職員（過去二年間に建築関連事業者の役員又は職員であつた者を含む。）の割合が2分の1を超えていること。

ハ 登録申請者（法人にあつては、その代表権を有する役員）が、建築関連事業者の役員又は職員（過去二年間に建築関連事業者の役員又は職員であつた者を含む。）であること。

三 債務超過の状態にないこと。

2 登録は、登録講習機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 登録年月日及び登録番号

二 登録講習機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三 登録の区分

四 登録講習機関が講習事務を行う事務所の所在地

五 前各号に掲げるもののほか、登録講習機関に関する事項で国土交通省令で定めるもの

（登録の公示等）

第10条の25

国土交通大臣は、登録をしたときは、前条第2項第二号から第四号までに掲げる事項その他国土交通省令で定める事項を公示しなければならない。

2 登録講習機関は、前条第2項第二号、第四号又は第五号に掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

3 国土交通大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

（2） 指定・登録法人

法人の名称：財団法人 建築技術教育普及センター

指定・登録時期：平成20年11月28日

法人の連絡先：東京都中央区京橋2丁目14番1号

指定・登録の理由：建築士法第10条の22から第10条の25に基づく基準に適合しているため

（3） 指定・登録基準に係る問い合わせ、照会等

特になし